

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-13	保育料の取扱いに関すること				関係項目								
調整方針		1 保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 保護者負担金については、合併時に渋川市の保育料徴収基準表の例による。 ただし、合併後5年以内に保育料平均額を国の基準の概ね60%に統一する。													
現 況								調整理由・課題							
1 保育所								(注) 調整理由・課題については、(その8)に記載。							
細項目	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村				
(1) 保育所数	公立 5カ所 私立 6カ所		公立 1カ所 私立 なし		公立 なし 私立 なし		公立 なし 私立 1カ所		公立 なし 私立 1カ所		公立 なし 私立 1カ所				
2 保護者負担金現況(第1子)															
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		渋川市(17階層)		伊香保町(10階層)		小野上村(7階層)		子持村(17階層)		赤城村(15階層)		北橋村(7階層)		H15国基準	
階層区分	定義	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	前年度分の市民税非課税世帯	2,400	1,760	6,000	4,500	6,000	4,000	2,400	1,600	2,700	1,800	2,400	1,600	9,000	6,000
C1	A階層及びD階層を除き前年度分の所得税課税世帯	8,120	6,280	12,700	10,500	13,000	11,000	8,400	5,700	5,800	4,900	9,000	6,900	19,500	16,500
C2	所得割の課税額が5,000円未満	9,360	7,380	15,700	13,500			11,800	8,900	7,800	6,600				
C3	所得割の課税額が5,000円以上	10,640	8,820					12,700	10,000	9,700	8,200				
D1	所得割の課税額が3,000円未満	11,900	10,240	19,500	17,200	20,000	18,000	14,300	11,500	11,400	10,200	14,600	12,600	30,000	27,000
	3,000円以上5,000円未満							16,600	13,700						
D2	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分に該当する世帯														
	5,000円以上10,000円未満	12,920	11,540												
D3															
	10,000円以上15,000円未満	14,240	12,680												
	15,000円以上17,000円未満							18,600	16,000						
D4															
	17,000円以上20,000円未満	16,720	14,800	24,000	21,700										
	20,000円以上30,000円未満									12,000	10,800				
	30,000円以上40,000円未満							22,700	20,500						
	40,000円以上48,000円未満									15,000	13,500				
D5															
	48,000円以上60,000円未満	18,960	17,120	24,000	21,700	20,000	18,000	22,700	20,500						
	60,000円以上64,000円未満							24,800	23,700						
	64,000円以上80,000円未満									17,800	16,600	26,500	23,000	44,500	41,500

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-13 保育料の取扱いに関すること	関係項目												調整理由・課題		
現					況												
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		渋川市(17階層)		伊香保町(10階層)		小野上村(7階層)		子持村(17階層)		赤城村(15階層)		北橋村(7階層)		H15国基準			
階層区分	定義	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
D6	80,000円以上90,000円未満	21,680	19,500	30,000	25,200	29,000	27,000	24,800	23,700	17,800	16,600	26,500	23,000	44,500	41,500		
	90,000円以上96,000円未満							27,700	27,500								
	96,000円以上110,000円未満									20,900	19,500						
D7	110,000円以上120,000円未満	24,880	21,820														
	120,000円以上128,000円未満							29,300	27,500								
	128,000円以上140,000円未満									22,200	20,700						
D8	140,000円以上150,000円未満	27,360	24,720	36,700	25,200												
	150,000円以上160,000円未満							30,000	27,500								
D9	160,000円以上170,000円未満									24,400	23,200	33,800	27,300	61,000	58,000		
	170,000円以上180,000円未満	29,880	27,540														
D10	180,000円以上200,000円未満							31,000	27,500								
	200,000円以上210,000円未満	32,160	29,840	42,700	25,200	40,000	38,000										
	210,000円以上240,000円未満							32,300	27,500								
	240,000円以上242,000円未満							33,700	27,500								
	242,000円以上324,000円未満									27,400	26,100						
D11	324,000円以上330,000円未満									31,100	27,000						
	330,000円以上355,000円未満							35,800	27,500								
	355,000円以上408,000円未満	34,400	31,960														
D12	408,000円以上510,000円未満									35,900	27,500	39,000	30,000	80,000	77,000		
	510,000円以上	35,460	33,040	62,200	25,200	52,000	50,000										

	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村	
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
保育料平均	20,621	18,571	29,408	20,025	27,667	27,667	23,300	20,147	17,436	15,471	20,883	16,900
国基準に対する割合	49.01%	47.52%	67.41%	49.29%	57.97%	61.86%	56.72%	52.91%	44.06%	42.30%	51.35%	44.87%

現在の各町村が渋川市の徴収基準に変更した場合の動きを5つのパターンで比較したもの。

伊香保町保育料徴収金基準額表

階層・区分	定 義	保 育 料		未 満 児 童 数	以 上 児 童 数	保育料試算調定額	
		3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合				
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	1	0	0	
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市民税非課税世帯	1子	6,000	4,500	2	13	67,500
		2子	3,000	2,250	1	3	9,000
		3子	600	450	2	0	900
C1	前年度分の市民税のうち均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	1子	12,700	10,500	0	2	21,000
		2子	6,350	5,250	0	1	5,250
		3子	1,270	1,050	0	0	0
C2	前年度分の市民税のうち所得割課税額がある世帯	1子	15,700	13,500	0	13	175,500
		2子	7,850	6,750	1	0	6,750
		3子	1,570	1,350	0	0	0
D1	前年分の所得税課税額が17,000円未満である世帯	1子	19,500	17,200	4	3	68,800
		2子	9,750	8,600	0	0	0
		3子	1,950	1,720	0	0	0
D2	前年分の所得税課税額が17,000円以上80,000円未満である世帯	1子	24,000	21,700	2	19	455,700
		2子	12,000	10,850	5	0	54,250
		3子	2,400	2,170	0	0	0
D3	前年分の所得税課税額が80,000円以上140,000円未満である世帯	1子	30,000	25,200	3	10	333,000
		2子	15,000	12,600	0	4	12,600
		3子	3,000	2,520	0	0	0
D4	前年分の所得税課税額が140,000円以上200,000円未満である世帯	1子	36,700	25,200	3	6	252,300
		2子	18,350	12,600	0	2	25,200
		3子	3,670	2,520	0	0	0
D5	前年分の所得税課税額が200,000円以上510,000円未満である世帯	1子	42,700	25,200	3	10	371,100
		2子	21,350	12,600	0	1	12,600
		3子	4,270	2,520	0	0	0
D6	前年分の所得税課税額が510,000円以上である世帯	1子	62,200	25,200	0	2	50,400
		2子	31,100	12,600	0	0	0
		3子	6,220	2,520	0	0	0
合 計(月額)				24	86	1,921,850	
合 計(年額)						23,062,200	

合計(年額)は、途中入退所等は考慮せず、合計(月額)を単純に12倍したもの。

渋川市保育料徴収金基準額表【伊香保町】

階層・区分	定 義	保 育 料		児 童 数	保育料試算調定額	
		3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合			
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	1	0	
B	前年度分の市民税非課税世帯	1子	2,400	1,760	13	22,880
		2子	960	700	4	2,800
		3子	0	0	2	0
C1	前年度分の市民税のうち均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	1子	8,120	6,280	4	25,120
		2子	3,240	2,510	1	2,510
		3子	0	0	0	0
C2	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	1子	9,360	7,380	4	29,520
		2子	3,740	2,950	1	2,950
		3子	0	0	0	0
C3	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	1子	10,640	8,820	9	79,380
		2子	4,250	3,520	0	0
		3子	0	0	0	0
D1	前年分の所得税課税額が5,000円未満である世帯	1子	11,900	10,240	0	0
		2子	4,760	4,090	0	0
		3子	0	0	0	0
D2	前年分の所得税課税額が5,000円以上10,000円未満である世帯	1子	12,920	11,540	0	0
		2子	5,160	4,610	0	0
		3子	0	0	0	0
D3	前年分の所得税課税額が10,000円以上17,000円未満である世帯	1子	14,240	12,680	3	38,040
		2子	5,690	5,070	0	0
		3子	0	0	0	0
D4	前年分の所得税課税額が17,000円以上48,000円未満である世帯	1子	16,720	14,800	10	148,000
		2子	6,680	5,920	3	17,760
		3子	0	0	0	0
D5	前年分の所得税課税額が48,000円以上80,000円未満である世帯	1子	18,960	17,120	8	136,960
		2子	7,580	6,840	2	13,680
		3子	0	0	0	0
D6	前年分の所得税課税額が80,000円以上110,000円未満である世帯	1子	21,680	19,500	4	78,000
		2子	8,670	7,800	0	0
		3子	0	0	0	0
D7	前年分の所得税課税額が110,000円以上140,000円未満である世帯	1子	24,880	21,820	7	152,740
		2子	9,950	8,720	0	0
		3子	0	0	0	0
D8	前年分の所得税課税額が140,000円以上170,000円未満である世帯	1子	27,360	24,720	4	98,880
		2子	10,940	9,880	0	0
		3子	0	0	0	0
D9	前年分の所得税課税額が170,000円以上200,000円未満である世帯	1子	29,880	27,540	5	137,700
		2子	11,950	11,010	1	11,010
		3子	0	0	0	0
D10	前年分の所得税課税額が200,000円以上355,000円未満である世帯	1子	32,160	29,840	12	358,080
		2子	12,860	11,930	2	23,860
		3子	0	0	0	0
D11	前年分の所得税課税額が355,000円以上510,000円未満である世帯	1子	34,400	31,960	7	223,720
		2子	13,760	12,780	1	12,780
		3子	0	0	0	0
D12	前年分の所得税課税額が510,000円以上である世帯	1子	35,460	33,040	2	66,080
		2子	14,180	13,210	0	0
		3子	0	0	0	0
合 計(月額)				110	1,682,450	
合 計(年額)					20,189,400	

住民税非課税: 2,740円

所得税2,000円: 6,960円

所得税20,000円: 6,900円

所得税120,000円: 3,380円

所得税200,000円: +4,640円

現在の各町村が渋川市の徴収基準に変更した場合の動きを示したもの。

小野上村保育料徴収金基準額表

階層・区分	定 義	保 育 料		未 満 児 童 数	以 上 児 童 数	保育料試算調定額
		3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合			
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0			0
B	A階層及びD階層を除き前年度分の所得税非課税世帯	1子	6,000	4,000		0
		2子	3,000	2,000		0
		3子	600	400		0
C	前年度分の市民税のうち均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	1子	13,000	11,000		0
		2子	6,500	5,500		0
		3子	1,300	1,100		0
D1	前年度分の所得税課税額が80,000円未満である世帯	1子	20,000	18,000	1	18,000
		2子	10,000	9,000		0
		3子	2,000	1,800		0
D2	前年度分の所得税課税額が80,000円以上200,000円未満である世帯	1子	29,000	27,000		0
		2子	14,500	13,500		0
		3子	2,900	2,700		0
D3	前年度分の所得税課税額が200,000円以上510,000円未満である世帯	1子	40,000	38,000		0
		2子	20,000	19,000		0
		3子	4,000	3,800		0
D4	前年度分の所得税課税額が510,000円以上である世帯	1子	52,000	50,000		0
		2子	26,000	25,000		0
		3子	5,200	5,000		0
合 計(月額)				0	1	18,000
合 計(年額)						216,000

合計(年額)は、途中入退所等は考慮せず、合計(月額)を単純に12倍したもの。

住民税非課税： 2,240円

所得税2,000円： 10,620円

所得税20,000円： 3,200円

所得税120,000円： 5,180円

所得税200,000円： 8,160円

渋川市保育料徴収金基準額表【小野上村】

階層・区分	定 義	保 育 料		児 童 数	保育料試算調定額	
		3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合			
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	
B	前年度分の市民税非課税世帯	1子	2,400	1,760	0	0
		2子	960	700	0	0
		3子	0	0	0	0
C1	A階層及びD階層を除き前年度分の所得税非課税世帯	1子	8,120	6,280	0	0
		2子	3,240	2,510	0	0
		3子	0	0	0	0
C2	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	1子	9,360	7,380	0	0
		2子	3,740	2,950	0	0
		3子	0	0	0	0
C3	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	1子	10,640	8,820	0	0
		2子	4,250	3,520	0	0
		3子	0	0	0	0
D1	前年度分の所得税課税額が5,000円未満である世帯	1子	11,900	10,240	0	0
		2子	4,760	4,090	0	0
		3子	0	0	0	0
D2	前年度分の所得税課税額が5,000円以上10,000円未満である世帯	1子	12,920	11,540	0	0
		2子	5,160	4,610	0	0
		3子	0	0	0	0
D3	前年度分の所得税課税額が10,000円以上17,000円未満である世帯	1子	14,240	12,680	0	0
		2子	5,690	5,070	0	0
		3子	0	0	0	0
D4	前年度分の所得税課税額が17,000円以上48,000円未満である世帯	1子	16,720	14,800	1	14,800
		2子	6,680	5,920	0	0
		3子	0	0	0	0
D5	前年度分の所得税課税額が48,000円以上80,000円未満である世帯	1子	18,960	17,120	0	0
		2子	7,580	6,840	0	0
		3子	0	0	0	0
D6	前年度分の所得税課税額が80,000円以上110,000円未満である世帯	1子	21,680	19,500	0	0
		2子	8,670	7,800	0	0
		3子	0	0	0	0
D7	前年度分の所得税課税額が110,000円以上140,000円未満である世帯	1子	24,880	21,820	0	0
		2子	9,950	8,720	0	0
		3子	0	0	0	0
D8	前年度分の所得税課税額が140,000円以上170,000円未満である世帯	1子	27,360	24,720	0	0
		2子	10,940	9,880	0	0
		3子	0	0	0	0
D9	前年度分の所得税課税額が170,000円以上200,000円未満である世帯	1子	29,880	27,540	0	0
		2子	11,950	11,010	0	0
		3子	0	0	0	0
D10	前年度分の所得税課税額が200,000円以上355,000円未満である世帯	1子	32,160	29,840	0	0
		2子	12,860	11,930	0	0
		3子	0	0	0	0
D11	前年度分の所得税課税額が355,000円以上510,000円未満である世帯	1子	34,400	31,960	0	0
		2子	13,760	12,780	0	0
		3子	0	0	0	0
D12	前年度分の所得税課税額が510,000円以上である世帯	1子	35,460	33,040	0	0
		2子	14,180	13,210	0	0
		3子	0	0	0	0
合 計(月額)				1	14,800	
合 計(年額)					177,600	

現在の各町村が渋川市の徴収基準に変更した場合の動きを5つのパターンで比較したもの。

子持村保育料徴収金基準額表

階層・区分	定 義	保 育 料		未 満 児 童 数	以 上 児 童 数	保育料試算調定額	
		3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合				
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	
B	前年度分の市民税非課税世帯	1子	2,400	1,600	2	3	8,000
		2子	1,200	800	2	0	1,600
		3子	600	400	0	0	0
C1	A階層及びD階層を除き前年度分の所得税非課税世帯	1子	8,400	5,700	3	4	39,900
		2子	4,200	2,850	1	2	8,550
		3子	2,100	1,420	0	0	0
C2	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	1子	11,800	8,900	2	1	26,700
		2子	5,900	4,450	0	0	0
		3子	2,950	2,220	0	0	0
C3	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	1子	12,700	10,000	5	3	80,000
		2子	6,350	5,000	2	0	10,000
		3子	3,170	2,500	0	0	0
D1	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	1子	14,300	11,500	4	5	103,500
		2子	7,150	5,750	3	0	17,250
		3子	3,570	2,870	0	0	0
D2	前年分の所得税課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯	1子	16,600	13,700	3	3	82,200
		2子	8,300	6,850	1	0	6,850
		3子	4,150	3,420	0	0	0
D3	前年分の所得税課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	1子	18,600	16,000	2	3	80,000
		2子	9,300	8,000	0	0	0
		3子	4,650	4,000	0	0	0
D4	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	1子	22,700	20,500	4	2	123,000
		2子	11,350	10,250	1	0	10,250
		3子	5,670	5,120	0	0	0
D5	前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	1子	24,800	23,700	2	1	71,100
		2子	12,400	11,850	0	2	23,700
		3子	6,200	5,920	0	0	0
D6	前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	1子	27,700	27,500	4	3	192,500
		2子	13,850	13,750	0	3	41,250
		3子	6,920	6,870	0	0	0
D7	前年分の所得税課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	1子	29,300	27,500	4	4	220,000
		2子	14,650	13,750	1	2	41,250
		3子	7,320	6,870	0	0	0
D8	前年分の所得税課税額が150,000円以上180,000円未満である世帯	1子	30,000	27,500	5	4	247,500
		2子	15,000	13,750	0	1	13,750
		3子	7,500	6,870	0	0	0
D9	前年分の所得税課税額が180,000円以上210,000円未満である世帯	1子	31,000	27,500	1	2	83,000
		2子	15,500	13,750	0	1	13,750
		3子	7,750	6,870	0	0	0
D10	前年分の所得税課税額が210,000円以上240,000円未満である世帯	1子	32,300	27,500	1	1	56,800
		2子	16,150	13,750	0	0	0
		3子	8,070	6,870	0	0	0
D11	前年分の所得税課税額が240,000円以上330,000円未満である世帯	1子	33,700	27,500	5	4	263,500
		2子	16,850	13,750	0	1	13,750
		3子	8,420	6,870	0	0	0
D12	前年分の所得税課税額が330,000円以上である世帯	1子	35,800	27,500	3	5	235,900
		2子	17,900	13,750	0	3	41,250
		3子	8,950	6,870	0	0	0
合 計(月額)				61	63	2,156,800	
合 計(年額)						25,881,600	

住民税非課税: + 160円

所得税2,000円: 1,260円

所得税20,000円: 1,200円

所得税120,000円: 5,680円

所得税200,000円: + 2,340円

合計(年額)は、途中入退所等は考慮せず、合計(月額)を単純に12倍したもの。

渋川市保育料徴収金基準額表[子持村]

階層・区分	定 義	保 育 料		児 童 数	保育料試算調定額	
		3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合			
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	
B	前年度分の市民税非課税世帯	1子	2,400	1,760	6	10,560
		2子	960	700	2	1,400
		3子	0	0	0	0
C1	A階層及びD階層を除き前年度分の所得税非課税世帯	1子	8,120	6,280	7	43,960
		2子	3,240	2,510	3	7,530
		3子	0	0	0	0
C2	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	1子	9,360	7,380	3	22,140
		2子	3,740	2,950	0	0
		3子	0	0	0	0
C3	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	1子	10,640	8,820	13	114,660
		2子	4,250	3,520	4	14,080
		3子	0	0	0	0
D1	前年分の所得税課税額が5,000円未満である世帯	1子	11,900	10,240	1	10,240
		2子	4,760	4,090	0	0
		3子	0	0	0	0
D2	前年分の所得税課税額が5,000円以上10,000円未満である世帯	1子	12,920	11,540	5	57,700
		2子	5,160	4,610	1	4,610
		3子	0	0	0	0
D3	前年分の所得税課税額が10,000円以上17,000円未満である世帯	1子	14,240	12,680	0	0
		2子	5,690	5,070	0	0
		3子	0	0	0	0
D4	前年分の所得税課税額が17,000円以上48,000円未満である世帯	1子	16,720	14,800	10	148,000
		2子	6,680	5,920	1	5,920
		3子	0	0	0	0
D5	前年分の所得税課税額が48,000円以上80,000円未満である世帯	1子	18,960	17,120	3	51,360
		2子	7,580	6,840	2	13,680
		3子	0	0	0	0
D6	前年分の所得税課税額が80,000円以上110,000円未満である世帯	1子	21,680	19,500	7	136,500
		2子	8,670	7,800	3	23,400
		3子	0	0	0	0
D7	前年分の所得税課税額が110,000円以上140,000円未満である世帯	1子	24,880	21,820	8	174,560
		2子	9,950	8,720	4	34,880
		3子	0	0	0	0
D8	前年分の所得税課税額が140,000円以上170,000円未満である世帯	1子	27,360	24,720	8	197,760
		2子	10,940	9,880	1	9,880
		3子	0	0	0	0
D9	前年分の所得税課税額が170,000円以上200,000円未満である世帯	1子	29,880	27,540	5	137,700
		2子	11,950	11,010	1	11,010
		3子	0	0	0	0
D10	前年分の所得税課税額が200,000円以上355,000円未満である世帯	1子	32,160	29,840	14	417,760
		2子	12,860	11,930	1	11,930
		3子	0	0	0	0
D11	前年分の所得税課税額が355,000円以上510,000円未満である世帯	1子	34,400	31,960	3	95,880
		2子	13,760	12,780	3	38,340
		3子	0	0	0	0
D12	前年分の所得税課税額が510,000円以上である世帯	1子	35,460	33,040	5	165,200
		2子	14,180	13,210	0	0
		3子	0	0	0	0
合 計(月額)				124	1,960,640	
合 計(年額)					23,527,680	

現在の各町村が渋川市の徴収基準に変更した場合の動きを5つのパターンで比較したもの。

赤城村保育料徴収金基準額表

渋川市保育料徴収金基準額表[赤城村]

階層・区分	定 義	保 育 料		未 満 児 童 数	以 上 児 童 数	保育料試算調定額		
		3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合					
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0		
B	前年度分の市民税非課税世帯	1子	2,700	1,800	9	14	41,400	
		2子	1,350	900	1	2	2,700	
		3子	270	180	0	0	0	
C1	A階層及びD階層を除き前年分の所得税非課税世帯	前年度分の市民税のうち均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	1子	5,800	4,900	1	12	63,700
		2子	2,900	2,450	4	1	12,250	
		3子	580	490	0	1	490	
C2	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	1子	7,800	6,600	1	3	26,400	
		2子	3,900	3,300	1	0	3,300	
		3子	780	660	0	0	0	
C3	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	1子	9,700	8,200	3	3	49,200	
		2子	4,850	4,100	0	0	0	
		3子	970	820	0	0	0	
D1	前年分の所得税課税額が20,000円未満である世帯	1子	11,400	10,200	0	2	20,400	
		2子	5,700	5,100	0	1	5,100	
		3子	1,140	1,020	0	0	0	
D2	前年分の所得税課税額が20,000円以上40,000円未満である世帯	1子	12,000	10,800	2	6	86,400	
		2子	6,000	5,400	2	0	10,800	
		3子	1,200	1,080	0	0	0	
D3	前年分の所得税課税額が40,000円以上64,000円未満である世帯	1子	15,000	13,500	1	7	108,000	
		2子	7,500	6,750	2	1	20,250	
		3子	1,500	1,350	0	0	0	
D4	前年分の所得税課税額が64,000円以上96,000円未満である世帯	1子	17,800	16,600	4	3	116,200	
		2子	8,900	8,300	0	1	8,300	
		3子	1,780	1,660	0	0	0	
D5	前年分の所得税課税額が96,000円以上128,000円未満である世帯	1子	20,900	19,500	5	1	117,000	
		2子	10,450	9,750	0	1	9,750	
		3子	2,090	1,950	0	0	0	
D6	前年分の所得税課税額が128,000円以上160,000円未満である世帯	1子	22,200	20,700	1	7	165,600	
		2子	11,100	10,350	0	1	10,350	
		3子	2,220	2,070	0	0	0	
D7	前年分の所得税課税額が160,000円以上242,000円未満である世帯	1子	24,400	23,200	5	10	348,000	
		2子	12,200	11,600	0	1	11,600	
		3子	2,440	2,320	0	0	0	
D8	前年分の所得税課税額が242,000円以上324,000円未満である世帯	1子	27,400	26,100	3	2	130,500	
		2子	13,700	13,050	0	1	13,050	
		3子	2,740	2,610	0	0	0	
D9	前年分の所得税課税額が324,000円以上408,000円未満である世帯	1子	31,100	27,000	2	0	56,200	
		2子	15,550	13,500	0	1	13,500	
		3子	3,110	2,700	0	0	0	
D10	前年分の所得税課税額が408,000円以上である世帯	1子	35,900	27,500	2	7	258,300	
		2子	17,950	13,750	0	1	13,750	
		3子	3,590	2,750	0	0	0	
合 計(月額)				49	90	1,722,490		
合 計(年額)						20,669,880		

合計(年額)は、途中入退所等は考慮せず、合計(月額)を単純に12倍したもの。

住民税非課税: 40円

所得税2,000円: + 40円

所得税20,000円: + 4,000円

所得税120,000円: + 2,320円

所得税200,000円: + 6,640円

階層・区分	定 義	保 育 料		児 童 数	保育料試算調定額		
		3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合				
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0		
B	前年度分の市民税非課税世帯	1子	2,400	1,760	25	44,000	
		2子	960	700	3	2,100	
		3子	0	0	0	0	
C1	A階層及びD階層を除き前年分の所得税非課税世帯	前年度分の市民税のうち均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	1子	8,120	6,280	12	75,360
		2子	3,240	2,510	5	12,550	
		3子	0	0	1	0	
C2	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	1子	9,360	7,380	5	36,900	
		2子	3,740	2,950	0	0	
		3子	0	0	0	0	
C3	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	1子	10,640	8,820	6	52,920	
		2子	4,250	3,520	0	0	
		3子	0	0	0	0	
D1	前年分の所得税課税額が5,000円未満である世帯	1子	11,900	10,240	0	0	
		2子	4,760	4,090	0	0	
		3子	0	0	0	0	
D2	前年分の所得税課税額が5,000円以上10,000円未満である世帯	1子	12,920	11,540	1	11,540	
		2子	5,160	4,610	1	4,610	
		3子	0	0	0	0	
D3	前年分の所得税課税額が10,000円以上17,000円未満である世帯	1子	14,240	12,680	0	0	
		2子	5,690	5,070	0	0	
		3子	0	0	0	0	
D4	前年分の所得税課税額が17,000円以上48,000円未満である世帯	1子	16,720	14,800	11	162,800	
		2子	6,680	5,920	2	11,840	
		3子	0	0	0	0	
D5	前年分の所得税課税額が48,000円以上80,000円未満である世帯	1子	18,960	17,120	11	188,320	
		2子	7,580	6,840	4	27,360	
		3子	0	0	0	0	
D6	前年分の所得税課税額が80,000円以上110,000円未満である世帯	1子	21,680	19,500	6	117,000	
		2子	8,670	7,800	1	7,800	
		3子	0	0	0	0	
D7	前年分の所得税課税額が110,000円以上140,000円未満である世帯	1子	24,880	21,820	5	109,100	
		2子	9,950	8,720	0	0	
		3子	0	0	0	0	
D8	前年分の所得税課税額が140,000円以上170,000円未満である世帯	1子	27,360	24,720	6	148,320	
		2子	10,940	9,880	1	9,880	
		3子	0	0	0	0	
D9	前年分の所得税課税額が170,000円以上200,000円未満である世帯	1子	29,880	27,540	6	165,240	
		2子	11,950	11,010	0	0	
		3子	0	0	0	0	
D10	前年分の所得税課税額が200,000円以上355,000円未満である世帯	1子	32,160	29,840	14	417,760	
		2子	12,860	11,930	2	23,860	
		3子	0	0	0	0	
D11	前年分の所得税課税額が355,000円以上510,000円未満である世帯	1子	34,400	31,960	3	95,880	
		2子	13,760	12,780	0	0	
		3子	0	0	0	0	
D12	前年分の所得税課税額が510,000円以上である世帯	1子	35,460	33,040	6	198,240	
		2子	14,180	13,210	2	26,420	
		3子	0	0	0	0	
合 計(月額)				139	1,949,800		
合 計(年額)					23,397,600		

現在の各町村が渋川市の徴収基準に変更した場合の動きを5つのパターンで比較したもの。

北橋村保育料徴収金基準額表

階層・区分	定 義	保 育 料		未 満 児 童 数	以 上 児 童 数	保育料試算調定額	
		3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合				
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市民税非課税世帯	1子	2,400	1,600	0	5	8,000
		2子	1,200	800	0	0	0
		3子	240	160	0	0	0
C1	前年度分の市民税課税世帯	1子	9,000	5,900	2	5	41,500
		2子	4,500	3,450	3	0	10,350
		3子	900	690	0	0	0
C2	前年度分の市民税課税世帯(母子家庭)	1子	8,000	6,900	0	2	13,800
		2子	4,000	2,950	0	0	0
		3子	800	590	0	0	0
D1	A階層を除き前年分の所得税課税額が64,000円未満である世帯	1子	14,600	12,600	3	11	176,400
		2子	7,300	6,300	3	4	44,100
		3子	1,460	1,260	1	0	1,260
D2	前年分の所得税課税額が64,000円以上160,000円未満である世帯	1子	26,500	23,000	12	10	512,000
		2子	13,250	11,500	1	7	92,000
		3子	2,650	2,300	0	0	0
D3	前年分の所得税課税額が160,000円以上408,000円未満である世帯	1子	33,800	27,300	9	12	604,800
		2子	16,900	13,650	2	3	68,750
		3子	3,380	2,730	0	0	0
D4	前年分の所得税課税額が510,000円以上である世帯	1子	39,000	30,000	1	1	66,000
		2子	19,500	15,000	0	1	15,000
		3子	3,900	3,000	0	1	3,000
合 計(月額)				37	62	1,656,960	
合 計(年額)						19,883,520	

合計(年額)は、途中入退所等は考慮せず、合計(月額)を単純に12倍したもの。

渋川市保育料徴収金基準額表【北橋村】

階層・区分	定 義	保 育 料		児 童 数	保育料試算調定額	
		3歳未満 児の場合	3歳以上 児の場合			
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	
B	前年度分の市民税非課税世帯	1子	2,400	1,760	5	8,800
		2子	960	700	0	0
		3子	0	0	0	0
C1	A階層及びD階層を除き前年度分の所得税のうち均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	1子	8,120	6,280	6	37,680
		2子	3,240	2,510	2	5,020
		3子	0	0	0	0
C2	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	1子	9,360	7,380	0	0
		2子	3,740	2,950	0	0
		3子	0	0	0	0
C3	前年度分の市民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	1子	10,640	8,820	3	26,460
		2子	4,250	3,520	1	3,520
		3子	0	0	0	0
D1	前年分の所得税課税額が5,000円未満である世帯	1子	11,900	10,240	3	30,720
		2子	4,760	4,090	1	4,090
		3子	0	0	0	0
D2	前年分の所得税課税額が5,000円以上10,000円未満である世帯	1子	12,920	11,540	2	23,080
		2子	5,160	4,610	2	9,220
		3子	0	0	1	0
D3	前年分の所得税課税額が10,000円以上17,000円未満である世帯	1子	14,240	12,680	0	0
		2子	5,690	5,070	0	0
		3子	0	0	0	0
D4	前年分の所得税課税額が17,000円以上48,000円未満である世帯	1子	16,720	14,800	7	103,600
		2子	6,680	5,920	3	17,760
		3子	0	0	0	0
D5	前年分の所得税課税額が48,000円以上80,000円未満である世帯	1子	18,960	17,120	5	85,600
		2子	7,580	6,840	2	13,680
		3子	0	0	0	0
D6	前年分の所得税課税額が80,000円以上110,000円未満である世帯	1子	21,680	19,500	5	97,500
		2子	8,670	7,800	1	7,800
		3子	0	0	0	0
D7	前年分の所得税課税額が110,000円以上140,000円未満である世帯	1子	24,880	21,820	7	152,740
		2子	9,950	8,720	2	17,440
		3子	0	0	0	0
D8	前年分の所得税課税額が140,000円以上170,000円未満である世帯	1子	27,360	24,720	9	222,480
		2子	10,940	9,880	4	39,520
		3子	0	0	0	0
D9	前年分の所得税課税額が170,000円以上200,000円未満である世帯	1子	29,880	27,540	2	55,080
		2子	11,950	11,010	0	0
		3子	0	0	0	0
D10	前年分の所得税課税額が200,000円以上355,000円未満である世帯	1子	32,160	29,840	14	417,760
		2子	12,860	11,930	5	59,650
		3子	0	0	0	0
D11	前年分の所得税課税額が355,000円以上510,000円未満である世帯	1子	34,400	31,960	3	95,880
		2子	13,760	12,780	0	0
		3子	0	0	0	0
D12	前年分の所得税課税額が510,000円以上である世帯	1子	35,460	33,040	2	66,080
		2子	14,180	13,210	1	13,210
		3子	0	0	1	0
合 計(月額)				99	1,614,370	
合 計(年額)					19,372,440	

住民税非課税: + 160円

所得税2,000円: 2,360円

所得税20,000円: + 2,200円

所得税120,000円: 1,180円

所得税200,000円: + 2,540円

渋川市の徴収基準48.29% 53.66% 58.78%の動きを5つのパターンで比較したもの。

渋川市保育料の国基準額表との比較[現行](48.29%)

国階層	世帯の階層区分		平成15年度国基準		保育料	
	区分	定義	未満児	以上児	未満児	以上児
第1	A		0	0	0	0
第2	B	住民税非課税	9,000	6,000	2,400	1,760
第3	C1	均等割のみ	19,500	16,500	8,120	6,280
	C2	所得割 5,000円未満	19,500	16,500	9,360	7,380
	C3	所得割 5,000円以上	19,500	16,500	10,640	8,820
第4	D1	前年所得課税 5,000円未満	30,000	27,000	11,900	10,240
	D2	前年所得課税 5,000円以上 10,000円未満	30,000	27,000	12,920	11,540
	D3	前年所得課税 10,000円 " 17,000円 "	30,000	27,000	14,240	12,680
	D4	前年所得課税 17,000円 " 48,000円 "	30,000	27,000	16,720	14,800
	D5-1	前年所得課税 48,000円 " 64,000円 "	30,000	27,000	18,960	17,120
第5	D5-2	前年所得課税 64,000円 " 80,000円 "	44,500	41,500	18,960	17,120
	D6	前年所得課税 80,000円 " 110,000円 "	44,500	41,500	21,680	19,500
	D7	前年所得課税 110,000円 " 140,000円 "	44,500	41,500	24,880	21,820
第6	D8-1	前年所得課税 140,000円 " 160,000円 "	44,500	41,500	27,360	24,720
	D8-2	前年所得課税 160,000円 " 170,000円 "	61,000	58,000	27,360	24,720
	D9	前年所得課税 170,000円 " 200,000円 "	61,000	58,000	29,880	27,540
第7	D10	前年所得課税 200,000円 " 355,000円 "	61,000	58,000	32,160	29,840
	D11-1	前年所得課税 355,000円 " 408,000円 "	61,000	58,000	34,400	31,960
第7	D11-2	前年所得課税 408,000円 " 510,000円 "	80,000	77,000	34,400	31,960
	D12	前年所得課税 510,000円以上	80,000	77,000	35,460	33,040
保育料平均			42,079	39,079	20,621	18,571
国徴収基準に対する割合(平均)			100.00%	100.00%	49.01%	47.52%
国徴収基準に対する割合(平均)			100.00%		48.29%	

(53.66%)

保育料	
未満児	以上児
0	0
2,600	1,860
9,120	6,780
10,360	7,880
11,640	9,320
13,900	11,240
14,920	12,540
16,240	13,680
18,720	15,800
22,960	19,120
22,960	19,120
25,680	21,500
28,880	23,820
31,360	26,720
31,360	26,720
33,880	29,540
36,160	31,840
38,400	33,960
38,400	33,960
39,460	35,040
23,526	20,023
53.66%	

(58.78%)

保育料	
未満児	以上児
0	0
2,600	1,860
9,120	6,780
10,360	7,880
11,640	9,320
13,900	11,240
14,920	12,540
20,240	14,680
22,720	16,800
28,960	19,120
28,960	19,120
31,680	21,500
34,880	23,820
37,360	26,720
37,360	26,720
39,880	29,540
42,160	31,840
45,400	33,960
45,400	33,960
46,460	35,040
27,579	20,128
58.78%	

住民税非課税: +100円

住民税非課税: 0円

所得税2,000円: +1,000円

所得税2,000円: 0円

所得税20,000円: +1,000円

所得税20,000円: +1,000円

所得税120,000円: +2,000円

所得税120,000円: 0円

所得税200,000円: +2,000円

所得税200,000円: 0円

200 未満児
100 以上児

1000 未満児
500 以上児

2000 未満児
1000 以上児

4000 未満児
1000 以上児

6000 未満児
0 以上児

7000 未満児
0 以上児

協議項目	24-13	保育料の取扱いに関すること		関係項目		調整理由・課題																																																																																																																																																																																									
現 況																																																																																																																																																																																															
<p>【財政影響額】 ・現行制度の保育料を渋川市の徴収基準に変更した場合の財政影響額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>現行制度の保育料(A)</th> <th>渋川市基準保育料(B)</th> <th>財政影響額(C)=(B)-(A)</th> <th>伸び率(C)/(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渋川市</td> <td>184,396</td> <td>184,396</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>伊香保町</td> <td>23,062</td> <td>20,189</td> <td>2,873</td> <td>14.2%</td> </tr> <tr> <td>小野上村</td> <td>216</td> <td>178</td> <td>38</td> <td>21.3%</td> </tr> <tr> <td>子持村</td> <td>25,882</td> <td>23,528</td> <td>2,354</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>赤城村</td> <td>20,670</td> <td>23,398</td> <td>2,728</td> <td>11.7%</td> </tr> <tr> <td>北橋村</td> <td>19,884</td> <td>19,372</td> <td>512</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>274,110</td> <td>271,061</td> <td>3,049</td> <td>1.1%</td> </tr> </tbody> </table>						市町村名	現行制度の保育料(A)	渋川市基準保育料(B)	財政影響額(C)=(B)-(A)	伸び率(C)/(B)	渋川市	184,396	184,396	0	0.0%	伊香保町	23,062	20,189	2,873	14.2%	小野上村	216	178	38	21.3%	子持村	25,882	23,528	2,354	10.0%	赤城村	20,670	23,398	2,728	11.7%	北橋村	19,884	19,372	512	2.6%	合計	274,110	271,061	3,049	1.1%	<p>1【課題】 ・出生率の低下に伴い少子化が進むなかで保育所入所児童数及び就園率は増加傾向にあるが、0歳児の人口が増えていない地域があることから、今後園児数の減少が見込まれる保育所等調査し適正配置の検討を行う必要がある。 ・社会福祉法人の経営安定化を図る必要がある。</p> <p>2【調整理由】 (新市発足時に渋川市の保育料徴収基準表の例による理由) 所得に応じた負担の公平性が確保できる。 低所得者の負担軽減に配慮したものである。 国の基準額表に対する合計平均負担率で渋川市が概ね構成市町村の平均である。 保育所入所児童数が渋川市居住児童が多いことから、保護者負担の公平性を図ることができる。 (5年以内に合計平均負担率を国の基準額表の60%とする理由) 県内11市の平均的な合計平均負担率が60%であること。 構成市町村に合計平均負担率が概ね60%の自治体があること。 国の徴収基準を大幅に下回る保育料徴収基準表を設定して保護者負担の軽減を図っていること。 国が進める三位一体改革との関連で公立保育所の運営費が一般財源化されたこと。</p> <p>【課題】 ・合併時に、保育料が渋川市の保育料徴収基準表よりも高い町村については、合併時に渋川市の例とするため、一度保育料が下がり、その後5年以内に国基準の概ね60%とするため、再び上がるという現象が起こる。</p>																																																																																																																																																	
市町村名	現行制度の保育料(A)	渋川市基準保育料(B)	財政影響額(C)=(B)-(A)	伸び率(C)/(B)																																																																																																																																																																																											
渋川市	184,396	184,396	0	0.0%																																																																																																																																																																																											
伊香保町	23,062	20,189	2,873	14.2%																																																																																																																																																																																											
小野上村	216	178	38	21.3%																																																																																																																																																																																											
子持村	25,882	23,528	2,354	10.0%																																																																																																																																																																																											
赤城村	20,670	23,398	2,728	11.7%																																																																																																																																																																																											
北橋村	19,884	19,372	512	2.6%																																																																																																																																																																																											
合計	274,110	271,061	3,049	1.1%																																																																																																																																																																																											
<p>国基準に対する割合 (11市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市名</th> <th colspan="3">保育料平均(円)</th> <th colspan="3">国基準に対する割合(%)</th> <th rowspan="2">順位</th> </tr> <tr> <th>未満児</th> <th>以上児</th> <th>合計</th> <th>未満児</th> <th>以上児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渋川市</td> <td>20,621</td> <td>18,571</td> <td>39,192</td> <td>49.01</td> <td>47.52</td> <td>48.29</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>藤岡市</td> <td>25,405</td> <td>17,350</td> <td>42,755</td> <td>62.84</td> <td>46.36</td> <td>54.92</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>館林市</td> <td>27,567</td> <td>19,189</td> <td>46,756</td> <td>64.35</td> <td>48.16</td> <td>56.55</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>安中市</td> <td>25,871</td> <td>18,294</td> <td>44,165</td> <td>64.92</td> <td>49.64</td> <td>57.58</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>高崎市</td> <td>21,281</td> <td>16,262</td> <td>37,543</td> <td>63.68</td> <td>53.46</td> <td>58.81</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>桐生市</td> <td>23,938</td> <td>16,731</td> <td>40,669</td> <td>66.78</td> <td>50.94</td> <td>59.20</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>富岡市</td> <td>27,316</td> <td>20,947</td> <td>48,263</td> <td>64.92</td> <td>53.60</td> <td>59.47</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>沼田市</td> <td>29,011</td> <td>19,747</td> <td>48,758</td> <td>68.94</td> <td>50.53</td> <td>60.08</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>太田市</td> <td>25,743</td> <td>19,126</td> <td>44,869</td> <td>67.13</td> <td>54.11</td> <td>60.88</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>伊勢崎市</td> <td>29,230</td> <td>18,920</td> <td>48,150</td> <td>74.38</td> <td>52.12</td> <td>63.69</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>前橋市</td> <td>28,229</td> <td>18,324</td> <td>46,553</td> <td>74.75</td> <td>52.71</td> <td>64.18</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>25,837</td> <td>18,496</td> <td>44,334</td> <td>65.48</td> <td>50.73</td> <td>58.40</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						市名	保育料平均(円)			国基準に対する割合(%)			順位	未満児	以上児	合計	未満児	以上児	合計	渋川市	20,621	18,571	39,192	49.01	47.52	48.29	1	藤岡市	25,405	17,350	42,755	62.84	46.36	54.92	2	館林市	27,567	19,189	46,756	64.35	48.16	56.55	3	安中市	25,871	18,294	44,165	64.92	49.64	57.58	4	高崎市	21,281	16,262	37,543	63.68	53.46	58.81	5	桐生市	23,938	16,731	40,669	66.78	50.94	59.20	6	富岡市	27,316	20,947	48,263	64.92	53.60	59.47	7	沼田市	29,011	19,747	48,758	68.94	50.53	60.08	8	太田市	25,743	19,126	44,869	67.13	54.11	60.88	9	伊勢崎市	29,230	18,920	48,150	74.38	52.12	63.69	10	前橋市	28,229	18,324	46,553	74.75	52.71	64.18	11	平均	25,837	18,496	44,334	65.48	50.73	58.40		<p>(構成市町村)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市名</th> <th colspan="3">保育料平均(円)</th> <th colspan="3">国基準に対する割合(%)</th> <th rowspan="2">順位</th> </tr> <tr> <th>未満児</th> <th>以上児</th> <th>合計</th> <th>未満児</th> <th>以上児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤城村</td> <td>17,436</td> <td>15,471</td> <td>32,907</td> <td>44.06</td> <td>42.30</td> <td>43.22</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>北橋村</td> <td>20,883</td> <td>16,900</td> <td>37,783</td> <td>51.35</td> <td>44.87</td> <td>48.23</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>渋川市</td> <td>20,621</td> <td>18,571</td> <td>39,192</td> <td>49.01</td> <td>47.52</td> <td>48.29</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>子持村</td> <td>23,300</td> <td>20,147</td> <td>43,447</td> <td>56.72</td> <td>52.91</td> <td>54.89</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>伊香保町</td> <td>29,408</td> <td>20,025</td> <td>49,433</td> <td>67.41</td> <td>49.29</td> <td>58.67</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小野上村</td> <td>27,667</td> <td>27,667</td> <td>55,334</td> <td>57.97</td> <td>61.86</td> <td>59.86</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>23,219</td> <td>19,797</td> <td>43,016</td> <td>54.69</td> <td>50.17</td> <td>52.51</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						市名	保育料平均(円)			国基準に対する割合(%)			順位	未満児	以上児	合計	未満児	以上児	合計	赤城村	17,436	15,471	32,907	44.06	42.30	43.22	1	北橋村	20,883	16,900	37,783	51.35	44.87	48.23	2	渋川市	20,621	18,571	39,192	49.01	47.52	48.29	3	子持村	23,300	20,147	43,447	56.72	52.91	54.89	4	伊香保町	29,408	20,025	49,433	67.41	49.29	58.67	5	小野上村	27,667	27,667	55,334	57.97	61.86	59.86	6	平均	23,219	19,797	43,016	54.69	50.17	52.51	
市名	保育料平均(円)			国基準に対する割合(%)			順位																																																																																																																																																																																								
	未満児	以上児	合計	未満児	以上児	合計																																																																																																																																																																																									
渋川市	20,621	18,571	39,192	49.01	47.52	48.29	1																																																																																																																																																																																								
藤岡市	25,405	17,350	42,755	62.84	46.36	54.92	2																																																																																																																																																																																								
館林市	27,567	19,189	46,756	64.35	48.16	56.55	3																																																																																																																																																																																								
安中市	25,871	18,294	44,165	64.92	49.64	57.58	4																																																																																																																																																																																								
高崎市	21,281	16,262	37,543	63.68	53.46	58.81	5																																																																																																																																																																																								
桐生市	23,938	16,731	40,669	66.78	50.94	59.20	6																																																																																																																																																																																								
富岡市	27,316	20,947	48,263	64.92	53.60	59.47	7																																																																																																																																																																																								
沼田市	29,011	19,747	48,758	68.94	50.53	60.08	8																																																																																																																																																																																								
太田市	25,743	19,126	44,869	67.13	54.11	60.88	9																																																																																																																																																																																								
伊勢崎市	29,230	18,920	48,150	74.38	52.12	63.69	10																																																																																																																																																																																								
前橋市	28,229	18,324	46,553	74.75	52.71	64.18	11																																																																																																																																																																																								
平均	25,837	18,496	44,334	65.48	50.73	58.40																																																																																																																																																																																									
市名	保育料平均(円)			国基準に対する割合(%)			順位																																																																																																																																																																																								
	未満児	以上児	合計	未満児	以上児	合計																																																																																																																																																																																									
赤城村	17,436	15,471	32,907	44.06	42.30	43.22	1																																																																																																																																																																																								
北橋村	20,883	16,900	37,783	51.35	44.87	48.23	2																																																																																																																																																																																								
渋川市	20,621	18,571	39,192	49.01	47.52	48.29	3																																																																																																																																																																																								
子持村	23,300	20,147	43,447	56.72	52.91	54.89	4																																																																																																																																																																																								
伊香保町	29,408	20,025	49,433	67.41	49.29	58.67	5																																																																																																																																																																																								
小野上村	27,667	27,667	55,334	57.97	61.86	59.86	6																																																																																																																																																																																								
平均	23,219	19,797	43,016	54.69	50.17	52.51																																																																																																																																																																																									

協議項目	24-13 保育料の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
<p>【関係法令】</p> <p>児童福祉法(抜粋)</p> <p>第56条 第49条の2に規定する費用を国庫が支弁した場合には、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。</p>			
<p>3 先進地事例</p>			
<p>西 東 京 市</p> <p>新市で統一した運用が図られるよう調整する。</p>	<p>東 か が わ 市</p> <p>保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。</p>	<p>さ ん ぬ き 市</p> <p>保育所運営における保育料については、適正な保育料を設定する。</p>	
<p>か ほ く 市</p> <p>1 保育時間については、高松町及び宇ノ気町の例による。</p> <p>2 保育料の階層区分・定義については、国の徴収金基準額を参考とし、料金については、合併時まで調整する。ただし、合併年度の残存期間の保育料については、現行のとおりとする。</p> <p>3 乳児保育については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4 延長保育及び一時保育については、高松町の例による。ただし、延長保育のうち土曜日の時間延長については、15時までとする。</p>	<p>七 尾 市</p> <p>1 現行の保育施設については新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 保育料については、国の保育料聴取基準額を基に、保護者負担にも配慮しながら合併時に統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>なお、能登島町については、保護者の著しい負担増を避けるため、合併年度及びこれに続く3年度は、現行のとおりとする。</p> <p>3 特別保育事業については現行のままとし、新市において必要に応じ随時調整する。</p>	<p>山 県 市</p> <p>保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合の第2子及び第3子以降については高富町の例による。</p> <p>なお、新市の保育料は、国の徴収金基準額を参考に段階的に改訂を図るものとする。</p>	